

障害者総合支援法案について



平成24年6月5日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部

企画課 課長補佐 南 孝徳

I 法律案制定の背景

障害者施策のこれまでの経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策 （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置）
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 →同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始
4月	低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)
12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立
平成23年 6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立
7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立
8月	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年 3月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定・国会提出(3月13日)

障害者自立支援法に係る経緯について①

障害者自立支援法の現状

①障害福祉関係予算の拡充

- 障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加
・予算額:平成13年度3,111億円 → 平成24年度 7,884億円

②3障害一元化による制度格差の解消

- 障害福祉サービス利用者数全体で42.9%増加している一方、精神障害者の利用者数は150.0%の増加
・利用者数:平成19年11月44.8万人→平成23年11月64.0万人
・利用者数のうち、精神障害者数:
平成19年11月4.0万人→平成23年11月10.0万人

③施設等からの地域移行の推進

- 地域における住まいの場であるグループホーム、ケアホームの利用者数は約3万人の増加
・利用者数:平成19年3月37,499人→平成23年11月69,192人
- 日中活動の場及び地域における住まいの場の基盤整備
・日中活動の場の創設・整備:平成18~23年度461箇所
・グループホーム等の創設・整備:平成20~23年度668箇所

④就労支援の強化

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は3.4倍に増加
・移行者数:平成15年度1,288人 → 平成22年度4,403人
- 就労継続支援A型事業(旧福祉工場)^(※)の利用者は5.5倍に増加
・利用者数:平成15年度3,154人 → 平成23年11月17,192人
※就労継続支援A型事業は労働法規が適用
- 就労継続支援B型事業(旧授産施設)の利用者は1.4倍に増加
・利用者数:平成15年度93,872人 → 平成23年11月130,783人
- 小規模作業所の法内事業への移行
・移行率:82.1%(4,891か所/5,958か所:平成23年4月現在)

⑤サービス利用の地域格差の縮小

- 人口比(10万人)で比較した場合のホームヘルプ利用者数について都道府県格差は縮小
・地域格差:
平成16年10月3.38倍→平成19年11月2.87倍→
→平成21年6月2.90倍→平成23年6月3.02倍
(上位5県の平均と下位5県の平均の格差)

〈近年の取り組み状況〉

①平成22年度予算

- 障害福祉サービス費の確保:648億円増
・平成21年度5,512億円→平成22年度6,159億円
(対前年度比11.8%)
- 非課税世帯における利用者負担の無料化(H22.4.1)
※低所得(市町村民税非課税帯)の障害児・者につき、障害福祉サービス等に係る利用者負担を無料化
・利用者負担額軽減に係る予算額(新規)107億円
・障害福祉サービスの利用者負担率:
平成22年3月1.90% → 平成22年4月0.37%

②平成23年度予算

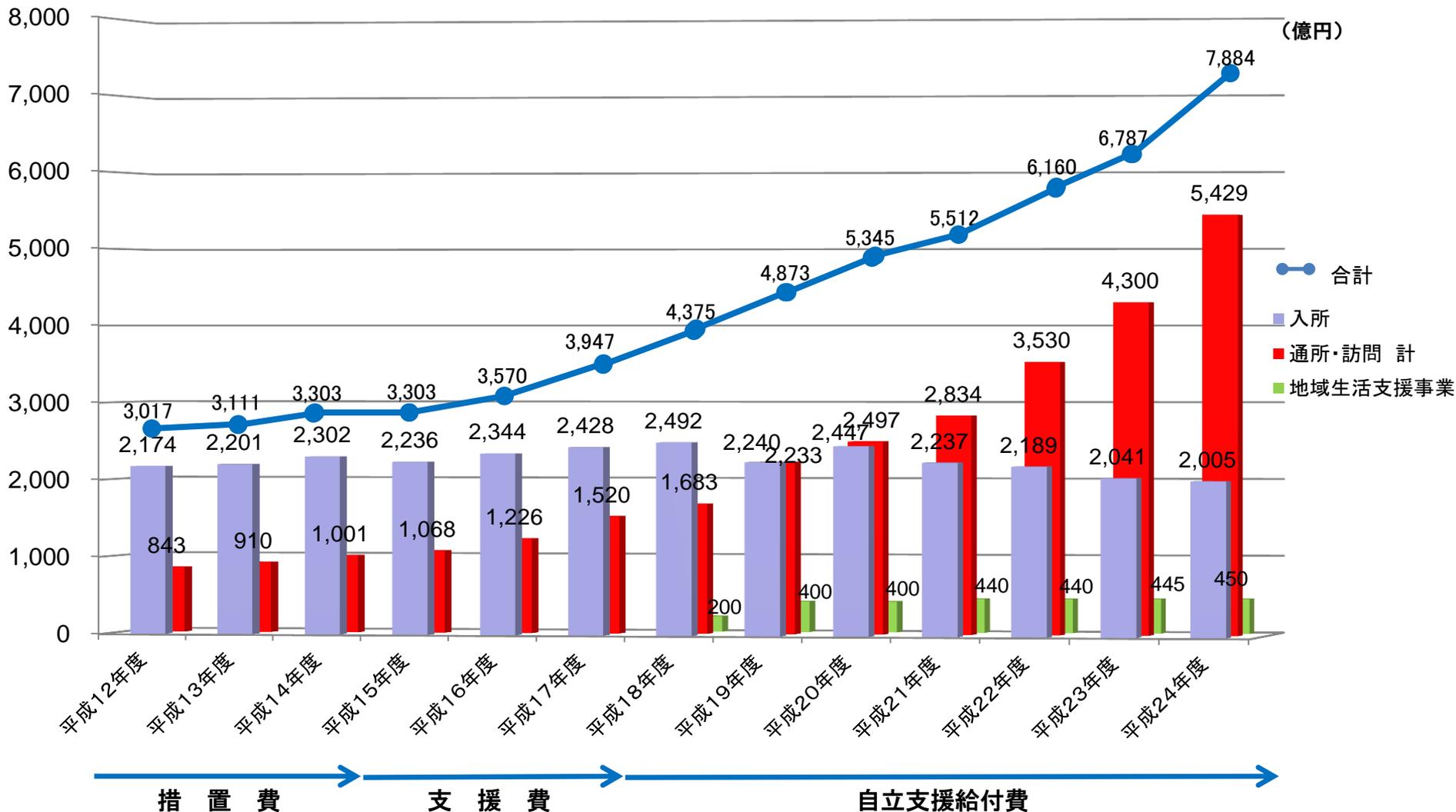
- 障害福祉サービス費の確保:627億円増
・平成22年度6,159億円 → 平成23年度6,787億円
(対前年度比10.2%)
- 地域生活支援事業費の確保:5億円増
・平成22年度440億円 → 平成23年度445億円
(障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業「特別枠」)
- グループホーム等の整備費の確保:8億円増
・平成22年度100億円 → 平成23年度108億円
(障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業「特別枠」)

③平成24年度予算

- 障害福祉サービス費の確保:1,097億円増
・平成23年度6,787億円 → 平成24年度7,884億円
(対前年度比16.2%)
- 地域生活支援事業費の確保:5億円増
・平成23年度445億円 → 平成24年度450億円
(障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備事業「日本再生重点化措置」)
- グループホーム等の整備費の確保:9億円増
・平成23年度108億円 → 平成24年度117億円
(障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備事業「日本再生重点化措置」)

(参考)

障害福祉サービス（入所、通所・訪問別）予算額の推移



(注1)

- ・予算上サービス種別ごとの積算内訳はない。上記推計では、障害福祉サービス予算(訪問を除く)を毎年の入所と通所の利用実績により按分して算出。
- ・H12年度からH21年度の入所と通所の利用実績については、サービス種別毎に社会福祉施設等調査の実利用人員、国保連データの1人当たり単価により算出。訪問については年度ごとの予算額を計上。
- ・H22年度以降については、H18年度からH21年度までの入所と通所の利用実績の伸び率、訪問の予算額の伸び率により算出。

(注2)

H21年度の報酬改定率 5.1%。H24年度の報酬改定率 2.0%。

障害者自立支援法に係る経緯について②

〈近年の主な法改正〉

①障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の成立(障害者自立支援法・児童福祉法の改正)
(H22.12.3成立・H24.4.1完全施行) ※議員立法(衆法)(厚生労働委員長提出)

○利用者負担の見直し	法律上も応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
○障害者の範囲の見直し	発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
○相談支援の充実	相談支援センターの強化 ・基幹相談支援センターの設置 ・「自立支援協議会」を法律上位置付け ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案) ・サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
○障害児支援の強化	児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別で分かれている施設の一元化等) ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
○地域における自立した生活のための支援の充実	グループホーム等の利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

②障害者虐待防止法の成立(H23.6.17成立・H24.10.1施行) ※議員立法(衆法)(厚生労働委員長提出)

- 養護者、障害者福祉施設従事者、使用者による虐待の防止
- 市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターの設置

(参考) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（抄）

（平成22年6月29日 閣議決定）

1. 概要

政府は、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）（以下「第一次意見」という。）を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

2. 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

（1）障害者基本法の改正と改革の推進体制

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正や改革の推進体制について、第一次意見に沿って、障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加、改革の集中期間（「障がい者制度改革推進本部の設置について」（平成21年12月8日閣議決定）に定めるものをいう。以下同じ。）内における改革の推進等を担う審議会組織の設置や、改革の集中期間終了後に同組織を継承し障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等も含め、必要な法整備の在り方を検討し、平成23年常会への法案提出を目指す。

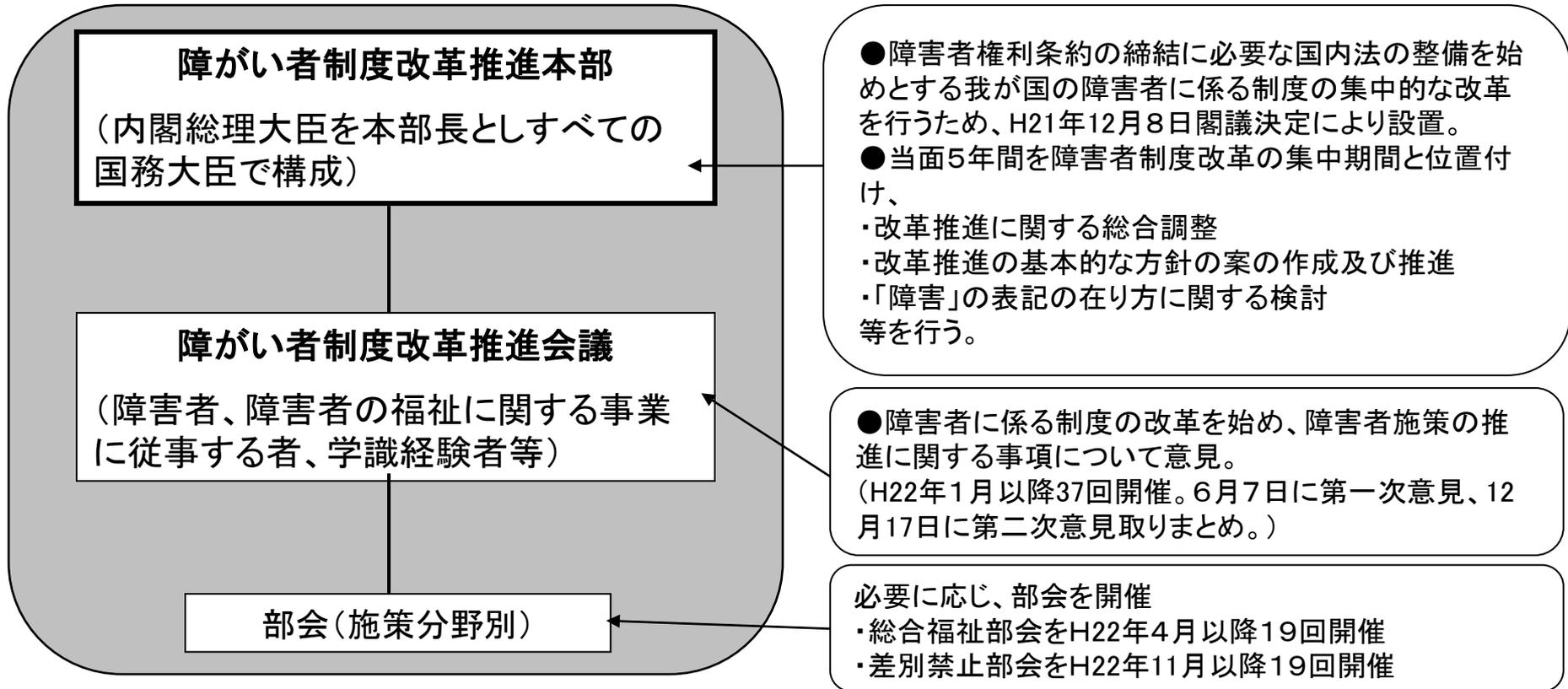
（2）障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成25年常会への法案提出を目指す。
これに関連し、現在検討中の人権救済制度に関する法律案についても、早急に提出ができるよう検討を行う。

（3）「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

障害者制度改革の推進体制



※開催回数は平成24年5月25日現在

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
 - ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
 - ・教育
 - ・労働・雇用
 - ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置)
- 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は議長、○は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会顧問	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 真	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
◎ 小川 榮一	日本障害フォーラム代表	花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理 事長	○ 藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学名誉教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は部会長、○は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児・者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
○茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
氏田 照子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	奈良崎 真弓	本人によるみんなで知る見るプログラム委員会委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会顧問	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会
小澤 温	筑波大学大学院教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
○尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 霊峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員会 委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
駒村 康平	慶応義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
◎佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

Ⅱ 法律案の概要

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

(平成24年3月13日 閣議決定)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大

(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化

② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

題名・目的・理念

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

【平成25年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

「障害者自立支援法」
↓
「障害者総合支援法(※)」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加、障害福祉サービス等の対象とする。
【平成25年4月1日施行】

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状と課題》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列挙
⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。
- ★ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成24年度予算: 2億円、健康局予算事業)
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

障害者に対する支援(①重度訪問介護の対象拡大)

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。
【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

(参考) 現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
(対象者)	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
(サービス内容)	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
(報酬単価)	・1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位 (7.5時間以上)
(介助者資格)	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
(研修内容)	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

障害者に対する支援(②共同生活介護の共同生活援助への一元化)

(ケアホーム)

(グループホーム)

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合。

【平成26年4月1日施行】

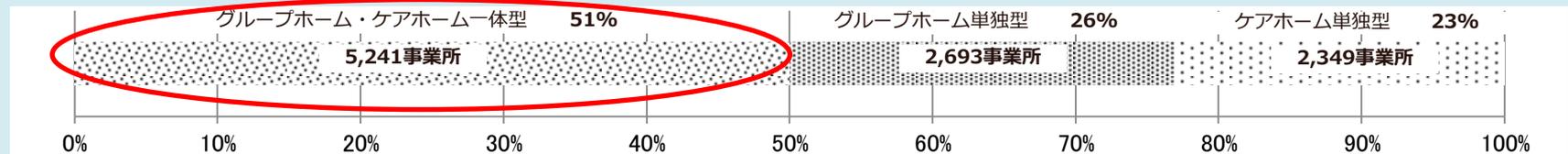
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

(参考)事業所の指定状況



(出典) 障害福祉課調べ(H22.3)

◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**の創設を検討。

障害者に対する支援(③地域生活支援事業の追加)

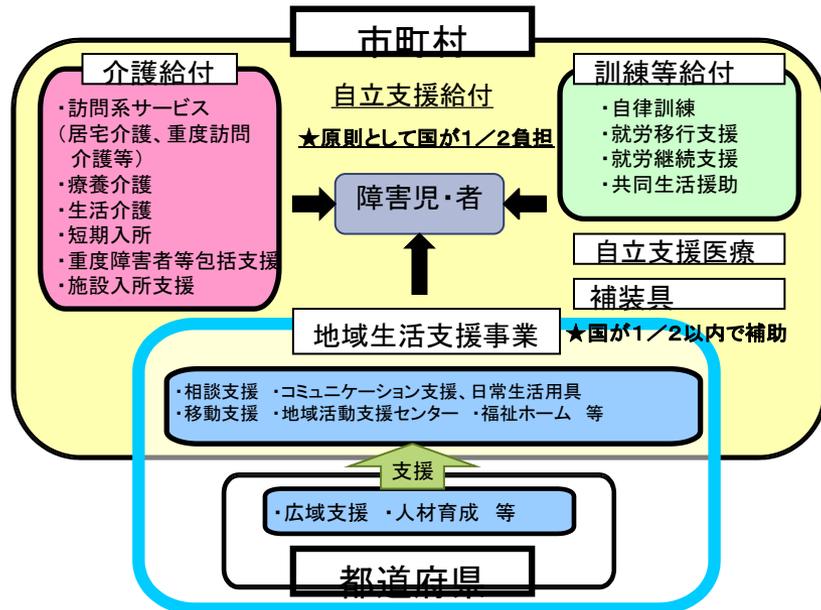
市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 手話通訳者等の養成

また、④の事業については、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業に追加。
【平成25年4月1日施行】

➡ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及びコミュニケーション支援の強化

新法に基づく給付・事業



《地域生活支援事業の概要》

- ・事業の目的
障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。
- ・財源
補助金(一部交付税措置あり)※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助
【都道府県事業】国1/2以内で補助
【市町村事業】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ・予算額
22年度 23年度 24年度(案)
440億円 ⇒ 445億円 ⇒ 450億円

サービス基盤の計画的整備

- 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

【平成25年4月1日施行】

基本指針の見直し

基本指針:厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

障害福祉計画の見直し

市町村(都道府県)障害福祉計画:市町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画

1 関係機関との連携に関する事項の追加

市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

協議会の見直し

自立支援協議会:地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

検討規定

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」等を踏まえ、障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、施行後3年を目途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
 - ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、
 - ③ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- 等について、検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとする。

また、検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとする。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(抄)
附則

(検討)

第二条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

その他所要の整備

- 障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法について、その他所要の整備を行う。【平成25年4月1日施行】

指定障害福祉サービス事業者等の責務（障害者総合支援法・児童福祉法）

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は障害者等の立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。

相談支援の連携体制の整備（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）

- 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員等との連携に努めなければならないものとする。
- 身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

後見等に係る体制の整備（知的障害者福祉法）

- 市町村・都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦すること等に努めなければならないものとする。
(参考:市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。(再掲))

指定障害福祉サービス事業者等の欠格要件(障害者総合支援法・児童福祉法)

- 介護人材が安心して事業所で支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた事業者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定を受けられないこととする。

障害保健福祉施策の推進に係る工程表（案）

22年改正法 障害者基本法の改正
 障害者総合支援法 その他

骨格提言の主な事項	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 法の理念・目的・範囲 ・障害の有無によって分け隔て無い共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利		共生社会の実現に向けた基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正 (平成23年8月5日～)			法に基づく日常生活、社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。			
	2. 障害（者）の範囲 ・心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。		発達障害についても障害者自立支援法の対象とする。(平成22年12月～)		身体障害・知的障害・精神障害その他の心身の機能の障害のある者を障害者と規定 (平成23年8月5日～)			治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病であって一定の障害がある者を福祉サービスの対象とする。
3. 選択と決定（支給決定） ・障害程度区分に代わる支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。			障害者等の置かれている環境を勘案し、支給決定を行うことを法律上明記			サービス等利用計画案の作成対象者を平成26年度末までにすべての支給決定の申請者に拡大また、計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記		
		区分認定データの検証等	22年改正法による実施状況等を踏まえ、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討			(検討にあたっては、障害者、家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。)		
4. 支援（サービス）体系 ・障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系		重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化（同行援護）（平成23年10月～） グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設（平成23年10月～）			重度訪問介護の対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大 住居でのケアが柔軟にできるよう、グループホーム・ケアホームを一元化			
	新体系への移行完了	研修実施	介護職員が一定の研修を受講することを要件として、たんの吸引等を実施する仕組みを制度化			常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等に対する移動の支援、障害者の就労支援その他の障害者福祉サービスの在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる		
5. 地域移行 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。		地域の就労支援の在り方研究会			(検討にあたっては、障害者、家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。)			
		地域生活支援事業として、地域社会に対する普及啓発や障害者、障害者等の家族、域住民等が自発的に行う活動の支援、手話通訳者等の養成を行う事業等を追加			地域移行支援（精神科病院等に入院している者について、地域に移行するための支援を行う。）を個別給付化 地域定着支援（単身生活の者についての常時連絡体制を整備し緊急時等の相談に応じる。）を個別給付化			

障害保健福祉施策の推進に係る工程表（案）

22年改正法 障害者総合支援法
 障害者基本法の改正 その他

骨格提言の主な事項	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
6. 地域生活の基盤整備 ・地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。	第二期障害福祉計画		自立支援協議会を法律上位置付け。計画の策定・変更にあたっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努める。	協議会の名称を地域の実情に応じて定めることができるようにするとともに、自治体は協議会の設置がさらに促進されるよう努めることとする。また、構成員に障害者を含むことを明記		第三期障害福祉計画		
			国は基本指針で障害福祉サービス提供体制の目標を定める。策定にあたっては、障害者等の意見を聴く。国は障害者等を取り巻く環境その他の事情を勘案して必要があると認めるときは速やかに基本指針を変更する。 市町村は、地域の潜在的ニーズを把握した上で医療、教育との連携に関する事項について障害福祉計画を策定するよう努めることとする。また、市町村及び都道府県は、調査、分析、評価を行い、必要があるときは障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講ずる。		第四期障害福祉計画			
7. 利用者負担 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者は応能負担を求める。	生活保護世帯に加え、新たに市町村民税非課税世帯の利用者負担額を無料化		・応能負担を原則とすることを法律上も明記 ・高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者負担を軽減					
8. 相談支援 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネート			計画相談支援・障害児相談支援と地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化					
			市町村に基幹相談支援センターを設置					
			基幹相談支援センターと地域の事業者、民生委員等との関係者との連携強化 相談支援事業者の責務に障害者の立場に立った支援を行うことを明記 身体障害者相談員・知的障害者相談員に関係者との連携の努力義務を規定					
			成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定					
9. 権利擁護 ・虐待の防止と早期発見			障害者虐待防止法の施行（虐待の禁止、国・地方公共団体の責務等）					
		差別禁止部会の開催	障害を理由とする差別の禁止に関する法律（仮称）					
10. 報酬と人材確保 ・報酬改定による、福祉・介護職員の人材確保	基金事業による福祉・介護職員の処遇改善		報酬改定で処遇改善加算等を設け、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が図られる水準を担保					

Ⅲ 法律案の審議状況等

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」の経緯

(平成24年5月25日現在)

- 平成24年3月13日 法律案を閣議決定・国会提出
- 平成24年4月17日 衆議院厚生労働委員会において法律案の提案理由説明
- 平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会において法律案の質疑
法律案の修正案の提案(提出会派:民主・自民・公明)
原案及び修正案を可決
(賛成:民主・自民・公明 反対:共産・きづな・社民・みんな)
法律案に対する附帯決議
(賛成:民主・自民・公明・みんな 反対:共産・きづな・社民)

※ 同日、衆議院厚生労働委員会において「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」(障害者優先調達推進法案)を委員会提出法律案とすることを全会一致で可決

- 平成24年4月26日 衆議院本会議において法律案を修正の上、可決
(賛成:民主・自民・公明・国新など 反対:共産・きづな・社民・みんな)

※ 同日、衆議院本会議において障害者優先調達推進法案を全会一致で可決

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する

法律案に対する修正案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする。

(第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項関係)

二 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えるものとする。

(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする。

(第七十八条第一項関係)

三 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを設置する者が連携に努めなければならない関係者に、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者を加えるものとする。

(第七十七条の二第五項関係)

四 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとする。

(第八十八条第二項及び第八十九条第二項関係)

五 障害支援区分

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする。」
(第四条第四項関係)

六 地域移行支援

地域移行支援の対象に、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加えるものとする。」
(第五条第十八項関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする。」

(第二十一条の五の十七第一項、第二十四条の十一第一項及び第二十四条の三十第一項関係)

第三 知的障害者福祉法関係

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。」
(第十五条の三第一項関係)

第四 本法附則関係

一 施行期日

第一の五(障害支援区分)及び六(地域移行支援)は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十五年四月一日から施行する。」
(附則第一条関係)

二 適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。」
(附則第二条関係)

三 検討

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えること。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。